

報道発表資料

令和4年4月11日  
独立行政法人国民生活センター

【若者向け注意喚起シリーズ〈No. 11〉】

電気代が安くなる！？電力契約の訪問販売トラブル

2016年から電力の小売りが全面自由化され、従来の地域の電力会社以外の電力事業者と自由に契約できるようになりました。しかし、訪問してきた事業者の担当者が、「電気代が安くなる」等といって検針票を見せるように迫ったり、「マンション（アパート）全体で契約先の電力会社が当社に変更になる」と事実と異なる説明をしたりして、電力の契約を迫るという相談が寄せられています。中には、検針票を見せただけで、意図せず契約先の電力会社に変更されていたという相談も寄せられています。

契約先事業者が確認できない場合や契約内容が理解できない場合には、**その場で契約しないでください**。一人暮らしなどで転居し、新生活が始まるこの時期にも十分注意が必要です。

【事例1】大手電力会社からの委託と名乗り、検針票を見せるように言われた

今月初めから賃貸アパートに入居し、電気の開通の手続きを大手電力会社と行った。昨日、「大手電力会社の委託を受けて来ました」と訪問があり、電気代が安くなるので検針票を見せるように言われた。検針票を見せたら何か記録して帰った。書面等は受け取っていない。

大手電力会社との手続きは済んでいるのに不審だ。このままで大丈夫か。

(2021年4月受付 10歳代 男性)

検針票を  
見せてください



マンション全体で  
変わりますよ！



【事例2】マンション全体で契約する電気会社が変わると言われた

賃貸マンションに今春から入居した。入居して間もなく、訪問してきた男性に「マンション全体で契約する電気会社が当社が変わる」と言われた。紙に氏名、電話番号、生年月日を書かされ、検針票を見せましたが、勝手に契約先を変えられないか心配だ。業者の名前は聞いたが名刺も書面も貰っていないので連絡先はわからない。

(2021年4月受付 10歳代 女性)

## トラブル防止のポイント

### (1) このフレーズの勧誘があった際は要注意！

#### ①「大手電力会社の委託を受けている」と言われたら…

##### ⇒会社の情報や訪問の目的を必ず確認する

大手電力会社やその委託会社を名乗って勧誘され、契約したところ、大手電力会社とは全くの別会社だったという相談が多く見られます。訪問してきた会社の社名や連絡先等の情報や訪問の目的、電力契約をどこと結ぶのかを必ず確認してください。

#### ②「電気代が安くなる」と言われたら…

##### ⇒契約プランの内容を確認し、必ず比較検討する

契約プランによっては、現在よりも電気料金が高くなる可能性もあります。変更予定のプランが自身のライフスタイルに合っているか、現在の契約と必ず比較検討しましょう。

#### ③「このマンション全体の契約が切り替わる」と言われたら…

##### ⇒管理会社等に必ず確認する

「このマンション（アパート）全体の契約が変わります」などと言われても、マンション・アパートの管理会社や大家さん等に連絡して、事実かどうかを必ず確認しましょう。

#### ④「検針票を見せて」と言われたら…

##### ⇒検針票はすぐに見せない、教えない！

検針票には、契約者の個人情報だけでなく、電力契約の切り替えに必要な顧客番号<sup>1</sup>や供給地点特定番号<sup>2</sup>が記載されており、それらの情報がわかれば電力契約の手続きができてしまいます。検針票の取り扱いには十分注意してください。

### (2) 訪問販売で契約した場合、クーリング・オフができます

事業者から訪問を受けて契約した場合、特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であればクーリング・オフ（無条件での契約解除）をすることができます<sup>3</sup>。意図しない契約をしてしまった場合には、速やかに書面でクーリング・オフを申し出てください<sup>4</sup>。

### (3) 不安に思った場合やトラブルになった場合は早めに消費生活センター等に相談しましょう

不安に思った場合やトラブルになった場合には、早めに最寄りの消費生活センター等に相談ください<sup>\*</sup>。

※ 消費者ホットライン：「188（いやや!）」番

最寄りの市町村や都道府県の消費生活センター等をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

<sup>1</sup> 電力会社が顧客に付している番号のこと。

<sup>2</sup> 電気の供給地点ごとに割り振られた番号で、当該供給地点を特定するために用いられる。

<sup>3</sup> 特定商取引法の訪問販売に該当する場合には、クーリング・オフを行うことが可能。訪問販売のクーリング・オフは法定の契約申込書面又は契約締結書面を受け取った日から8日以内であれば無条件で行使可能であり、既に契約代金の一部を支払ってしまっている場合であっても、その返還を請求することができる。詳細は特定商取引法ガイドを参照 (<https://www.no-trouble.caa.go.jp/>)。

<sup>4</sup> クーリング・オフのやり方についてはこちらへ → → → [https://www.kokusen.go.jp/soudan\\_now/data/coolingoff.html](https://www.kokusen.go.jp/soudan_now/data/coolingoff.html)

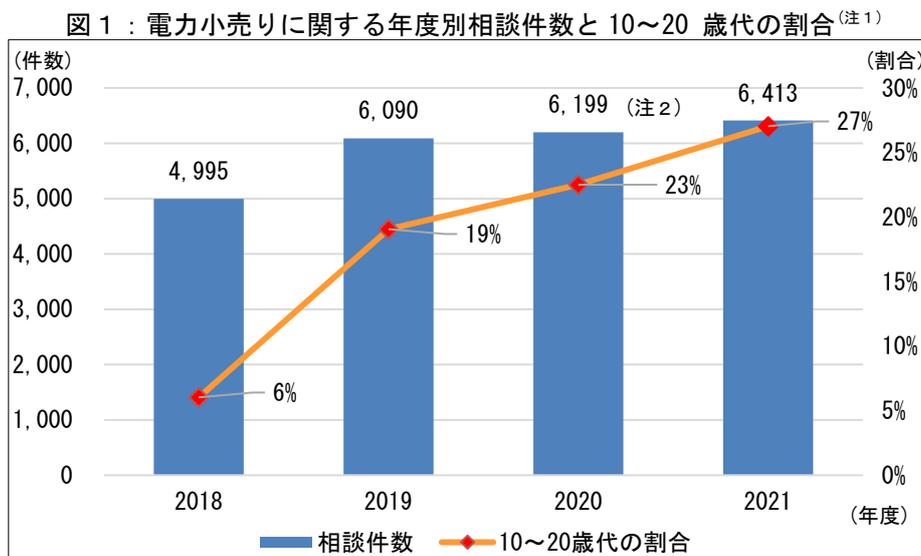
## 【情報提供先】

- ・消費者庁（法人番号 5000012010024）
- ・内閣府 消費者委員会事務局（法人番号 2000012010019）
- ・経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会（法人番号 4000012090001）

## 参考資料

### 1. 相談の傾向

PIO-NET<sup>5</sup>にみる電力の小売に関する相談件数は増加傾向にあり、近年は10歳代・20歳代の若者が契約当事者になっている相談割合が増加しています（図1）。



（注1）契約当事者年齢は、不明・無回答等を除いて分析。

（注2）2020年度の同期件数（2021年2月28日までの登録分）は4,789件。

### 2. 国民生活センターでの取り組み

消費者庁や経済産業省電力・ガス取引監視等委員会と連携して、電力・ガス小売自由化をめぐるトラブル速報として、注意喚起を実施しています。

- ・電力・ガスの契約に関する相談が多く寄せられています（2021年12月17日公表）

[https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211217\\_1.html](https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20211217_1.html)



<sup>5</sup> PIO-NET（バイオネット：全国消費生活情報ネットワークシステム）とは、国民生活センターと全国の消費生活センター等をオンラインネットワークで結び、消費生活に関する相談情報を蓄積しているデータベースのこと。本資料の相談件数等は2022年2月28日までのPIO-NET登録分。消費生活センター等からの経由相談は含まれていない。